西都市障害者（児）
基幹相談支援センター

基本方針

（1）当センターは「寄り添う支援」を基本に、 丁寧な相談を行うことで地域に信頼される相談支援センターを目指します。また、関係機関と連携して、障がいの有無に関係なく共に活動することができる共生社会づくりに取り組みます。

（2）相談支援において、 人種・信条・性別・社会的身分等により差別することなく、公正に信頼されるサービスを提供します。また、障がいに基づく差別の解消や虐待防止に努めます。

（3）障がいの種別や各種のニーズに対応した相談支援のほか、当事者やその家族に包括的な支援を行います。

配置職員

当 相談支援センターは、事業所を運営統括するセンター長の他、相談支援専門員、事務員を配置しています。

相談支援専門員とは

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。当事業所の相談支援専門員は基礎資格として社会福祉士・精神保健福祉士などの国家資格を保有しています。

西都市障害者（児）基幹相談支援センター

お電話でのお問い合わせ **0983-32-0114** FAX. 32-0133

営業時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 休業日 土・日曜・祝祭日

〒881-0034 宮崎県西都市妻町２丁目 53 番地

Mail:saitokikan@wine.ocn.ne.jp

電車で ＪＲ日豊本線 / 高鍋駅 / 路線バス
西都市中妻下車→徒歩約３分

お車で 西都 I.C から約 10 分

※西都市障害者（児）相談支援センター事業は、西都市から委託を受けている事業です